

文化審議会 第2期文化施設部会
博物館ワーキンググループ（第5回）

開催日：令和7年8月19日（火）10:00～12:00

場 所：文化庁 2階 文化庁第2会議室

議 題：1. 博物館の望ましい基準について

2. その他

委 員：松田委員（座長）、半田委員（座長代理）（オンライン）、

佐藤委員、杉山委員（オンライン）、田中委員、松本委員（オンライン）、

御手洗委員、山崎委員（オンライン）、

文化庁：桐生課長、荒川補佐、中尾博物館支援調査官、山口建築資料調査官、渡邊係員

【事務局（荒川）】 それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和7年度文化審議会第2期文化施設部会博物館ワーキンググループ第5回を開催いたします。進行を担当します、文化庁企画調整課の荒川です。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の部会は、松田委員、佐藤委員、田中委員、御手洗委員が現地で御参加されております。半田委員、杉山委員、松本委員、山崎委員がオンラインで御参加されております。また、本日は、大原委員、佐々木委員、横山委員が御欠席となっております。なお、半田委員と山崎委員が途中で御退室される御予定でございます。

では、本日、資料を机上に御用意しておりますので、不備不足がないか、御確認をお願いいたします。議事次第が1枚ございまして、続いて資料の1と2をお配りしております。また、法令関係の資料をファイルとして御用意しているところです。もし不備がございましたら、事務局まで挙手にてお知らせいただければ幸いです。

また、オンラインの皆様におかれましては、事前にメールにてPDFを御提供させていただいております。オンラインでの注意事項につきましては、メールで御案内しておりますので、割愛させていただきます。

それでは、ここからの議事進行を松田座長にお願いできればと存じます。松田座長、よろしくお願ひいたします。

【松田座長】 皆さん、おはようございます。それでは、議事に移っていきます。

このワーキンググループでは、これまで5回にわたって博物館の設置及び運営上の望ましい基準について検討してまいりました。本日は、ワーキンググループとして最終案を取りまとめたいと考えております。

この案ですが、9月2日に予定されているこのワーキンググループの親委員会といいましょうか、文化施設部会にて報告する予定です。もし本日中にワーキンググループにて案文の合意が得られない場合には、恐れ入りますが、座長預かりとして御一任いただけましたら幸いです。

それでは、議題1「博物館の望ましい基準について」に関して、事務局より説明を受けた後、皆様方から御意見をいただきます。御説明を事務局よりお願ひいたします。

【事務局（荒川）】 本日は、議題1について、資料1と2を御用意しております。資料1は、「博物館の望ましい基準」について、これまで使ってまいりましたパワーポイントのフォーマットでお示ししたものです。資料2は、同じ内容を新旧対照表の白黒の形でお示ししたものです。資料1につきましては、今回は章を分けずに、改正案を条文の順番に並べております。前回お示しした案から修正のあった部分を、前回同様、黄色着色、青字にしておりますので、その部分について御説明させていただき、その後、全体について委員の皆様から御意見をいただければと存じますが、いかがでしょうか。

【松田座長】 では、大丈夫ですので、お願ひいたします。

【事務局（荒川）】 それでは、資料1を御覧いただければと存じます。これまでいただいた御意見で、反映させていただいたもの、反映が難しかったものとそれぞれあるんすけれども、順番に御説明させていただければと存じます。

まずは4ページ目を御覧いただければと存じます。改正案の第二条の設置者の「努めるものとする」という語尾の部分に関しまして、語尾を言い切りの形にできないかという御質問をいただきました。こちらについて改めて検討させていただいたんですけども、語尾を言い切りの形にしたとしても、望ましい基準自体には法的な拘束力はありませんので、そういう表現で法的な拘束力はないものでありますながら言い切りの形にするということも可能ではございます。ただ、そうしますと、それ以降、「博物館は何々について努めるものとする」という形で、博物館に関しては語尾がまた違う表現となつた場合には、全体を通しての整合性を取ることは難しいのではないかと、設置者と博物館とで本質的に違う部分がないのであれば、語尾については統一するほうが適切ではないかと考えているところです。

続きまして、6ページ目を御覧いただければと存じます。こちらは、第三条の技術的な修正です。基本的運営方針が第三条で初出となりましたので、定義についてここで記載しております。

続いて、7ページ目は、同じ事柄で、第四条が2回目出てくる基本的運営方針となりますので、定義の部分を削除しております。

続きまして、13ページを御覧いただければと存じます。13ページ目は、資料の収集、保管等に関する条になっているんですけれども、前回御検討いただいた施設・設備のところで、IPMの重要性について御指摘をいただいたところです。施設・設備のところにも虫菌害について触れているところなんですが、資料の収集、保管に当たっても予防措置が重要であるということから、第六条の第7項ということで、新たに記載を追加しております。来歴や展示の実績等の記録というところを先に持ってまいりまして、「博物館は、その所蔵する博物館資料の適切な管理のため、その来歴や展示の実績等を記録するとともに、環境の変化や虫菌害等による劣化やき損に対する予防措置、博物館資料の定期的な点検、補修及び更新等の適切な実施に努めるものとする」という案文を御用意してまいりました。

では続きまして、第8項になりますけれども、こちらは「他の博物館等との目録の共有や連携に努めるものとする」という記載がございましたが、この表現が目録自体を共有したり連携したりするように読めてしまうということから、目録を連携するのではなく、博物館との連携だということを明示するために、順番を入れ替えております。

続きまして、18ページを御覧いただければと存じます。18ページ目、改正案の第九条の「学習機会の提供及び創造的活動への支援」の部分になりますが、「博物館資料の調査又は整理」の部分に関しまして、重要文化財などを扱うケースもあり、限定的な表現を追記できなかいかという御指摘を前回いただいたおりました。検討させていただいたんですけども、こちらで記載しております博物館資料という用語が、この望ましい基準では複製や模型についても含む概念となっております。こういったものも活用いただいて、できるだけこうした機会を提供いただくことが望ましいと考えられますので、あまり抑制的な書き方はなじまないのではないかと考えているところです。また、資料の種別によって、例えば生き物なども博物館資料に含まれ得るところですけれども、留意事項はそれぞれ変わってくるところかと思いますが、それについて一つ一つ規定することは難しいので、こちらはこのままでお願ひできればと考えております。

続きまして、26ページの改正案の第十五条、人材の養成及び研修の部分でございます。

こちらは、ワーキンググループ後に御質問と御提案をいただきまして、案文を再整理させていただきました。こちらは、これまで「都道府県及び市町村の教育委員会並びに博物館は」という形で、3つの主体が行う研修について第1項で規定してきていたんですけども、もともとの博物館法に記載がある部分が、都道府県の教育委員会と国の研修の責務と、博物館の事業としての研修というのがそれぞれ分かれておりますので、その趣旨を踏まえて、第1項については、都道府県及びその上乗せとしての市町村の教育委員会の行う人材の養成及び研修、第2項については、博物館が主にその館内の職員に対して行う研修という形で、それぞれすみ分けを行っております。ですので、第十五条第1項からは博物館に関する部分を削除いたしまして、「都道府県及び市町村の教育委員会は、域内の博物館の振興に向け、博物館の館長、学芸員その他の職員の能力及び資質の向上を図るために、人材の養成及び研修の実施に努めるものとする」としております。

第2項につきましては、「博物館は、その職員が様々な業務を行うことを考慮し、人材の養成及び研修を実施するとともに、国、都道府県若しくは市町村の教育委員会又は博物館が主催する研修その他必要な研修、他の博物館の職員との知見や技術の共有に資する博物館相互の交流、学会や現地調査その他の調査研究活動等にその職員を参加させるよう努めるものとする」という形で整理をさせていただきました。こちらにつきまして、都道府県や市町村の教育委員会だけでなく、知事部局が研修を行うこともあるのではないか、また、業界団体といいますか、任意団体が提供する研修などもあるのではないかという御指摘をいただきました。

第十五条の第1項につきましては、こちらは博物館法において教育委員会が研修を行うものとされておりまして、本事務については、教育委員会から知事部局に移管することのできない業務となっております。その意味で、第1項に都道府県も読み込むというのはふさわしくないのではないかと考えております。

また、博物館の協議会とか民間団体などの行う研修につきましては、こういった団体についての規定が博物館法にも望ましい基準にも現状ないところです。ですので、そういう団体の定義をすることが困難なので、この第2項の中で、「国、都道府県若しくは市町村の教育委員会又は博物館が主催する研修その他必要な研修」という形で、どの主体が実施するかは限定せずに、必要な研修というところで読み込みたいと考えております。また、そういう連携協議会のような活動に関しては、続いての「他の博物館の職員との知見や技術の共有に資する博物館相互の交流」の部分でも読み込むことができるのではないかと

考えております。

また、第十五条の第4項につきまして、前回のワーキンググループでの御指摘を踏まえて、「博物館は、大学等と連携し」という表現を追記しているところです。

続きまして、27ページを御覧いただければと存じます。27ページは、改正案第十六条、施設及び設備の部分になりますが、第1項につきまして、前回の御指摘を踏まえて、これまでの第1項とほぼ同じものをお入れしております。1か所、防虫害としていたところにつきまして、前回のIPMの議論の中でカビの被害というのも言及がありましたので、防虫菌害という表現にさせていただいております。

先ほどのところは第1項第一号の記載になりますけれども、第三号につきまして、交流施設や自習施設という言い方ですと、何か箱物を用意しないといけないような印象を与えてしまうという御指摘がありましたので、ここも表現を整理させていただき、「地域住民等が日常的に博物館に来館するよう、交流や情報交換、自習等を行うために必要な施設及び設備」という表現に修正しております。

続きまして、28ページを御覧いただければと存じます。続きとなりますけれども、第四号につきまして、これまで休憩施設やカフェ、レストランという形で記載していた部分について、表現の御提案をいただきまして、「休憩のための椅子や、物品販売施設、飲食施設等、来館者が博物館での鑑賞及び利用体験を充実するために必要な施設及び設備」という表現ではいかがかと考えております。

また、第七号につきまして、こちらは「災害時に来館者及び職員の安全を確保し、資料を保全するために必要な施設及び設備」という号を追加しております。こちらは、改正案第十七条の危機管理のところで出てくる表現になっているんですけども、文字どおり、施設・設備に関する記載でしたので、こちらの第十六条に移動させるのが適切ではないかと考えております。

また、第十六条の第3項につきまして、施設の共用や相互利用などがこれから社会の変化に応じて必要ではないかという御提案をいただきまして、「博物館は、他の博物館、社会教育施設及び文化施設その他これらに類する施設等と連携し、施設及び設備の共用や相互利用を図るなど、必要な施設及び設備を実情に応じて確保するよう努めるものとする」という項を追加しております。

続きまして、29ページを御覧いただければと存じます。第十七条の危機管理等になります。こちらは、前回、博物館における犯罪行為などもあり得るということで、「事故、破壊、

盗難、災害、感染症のまん延」という形で破壊について記載を追記させていただきました。

また、これまで当該博物館の立地や館種に触れていたんですけれども、資料の特性というのも考慮すべきであるということで、「当該博物館の資料や立地、館種等」に改めております。

また、第2項におきまして、インターネットを通じた情報の漏洩の防止と情報の保全について規定を追加しております。「博物館は、インターネットを通じた情報の漏洩を防止するとともに、デジタルアーカイブを含む電磁的記録の作成及び公開、目録の共有、外部サーバの活用等による情報の保全に努めるものとする」という表現で追記をさせていただいております。

続きまして、30ページを御覧いただければと存じます。第3項の部分について、先ほど第十七条に移動させた部分は削除させていただき、事故や災害等が発生した場合は、「速やかな避難誘導を行うとともに」という部分を追記しております。

前回から御指摘をいただいて修正した部分は以上となります。

【松田座長】 御説明ありがとうございました。前回からの修正部分、また修正を検討したが、修正を行うに至らなかつた点についての御説明でしたが、ただいま御説明いただいた事柄について、委員の皆様から御質問や御意見があればお願ひいたします。

私から1点お尋ねしたいことがありますて、29ページの一番下、すなわち第十七条の第2項です。これは、「情報の漏洩を防止する」となつていて、その後に「外部サーバの活用等」と出てくるんですが、何となく「外部サーバの活用」と「情報漏洩の防止」というのが結びつかなかつたんですけども、ここはどうなつていますか。自前のサーバに入れておいたほうが情報は漏洩しなさそうな印象を受けるんですけども、何か説明があればお願ひいたします。

【中尾博物館支援調査官】 事務局、中尾です。この文章は、「インターネットを通じた情報の漏洩を防止するとともに」という部分で一度切れています。その上で、「デジタルアーカイブを含む電磁的記録の作成及び公開、目録の共有、外部サーバの活用等による情報の保全に努めるものとする」という後ろにかかっている文章になつていて、内部でオンプレミスでサーバを置く場合もあるんですけども、そうなりますと、もし博物館が被災した場合に、そのサーバごと被害を受けてしまうという部分もありますので、情報保全のために「外部サーバの活用」というのを入れたところでございます。

【松田座長】 今ので納得いたしました。

では、御手洗委員、お願ひいたします。

【御手洗委員】 私も同じところで少しお伺いできればと思うんですけども、「インターネットを通じた情報の漏洩を防止」と書いてあるんですけども、何か危機管理という大きい枠で見たときに、それ以外のこととかなりいろいろあると思うんです。情報漏洩だけではない、例えば、ハッカーが攻撃してくるとか。なので、あえてここに「インターネットを通じた情報の漏洩」と意図的にこのリスクのみを書いた理由と、あとはその他のそういういったリスクという部分に関しては意図的に書かなかつたとか、その辺りをお伺いできたらありがとうございます。

【中尾博物館支援調査官】 事務局、中尾です。情報といったときに、もちろん紙媒体の情報とかもございますので、こういったものの漏洩を防ぐということは確かにあるんですけども、その場合は情報の盗難ということになってくると思うんです、物理的な持ち出しになってくるので。そういうのもも防ぐということは非常に大事だとは思うんですが、ここでは、インターネットを通じた情報というのはデジタル媒体のものになっております。ただ、おっしゃっていただいたように、博物館が持つ様々な情報にはアナログもデジタルもある中で、インターネットを通じたというのがデジタル媒体のみになってくる。さっきのハッキングに関してもインターネットを通じて行われるものですので、ハッキングに関してはここに含んでくるとは思うんですが、その辺りの情報漏洩という部分にアナログをどのように含み込んでいくのかとかという部分に関しては、今御指摘いただいた部分も検討していきたいなと思うところです。

【御手洗委員】 ありがとうございます。

【松田座長】 田中委員、お願ひいたします。

【田中委員】 田中です。実際に私も博物館に勤務していたとき、私の勤務館も含めて、様々な個人情報の漏洩とかが、様々と言ったらあれなんすけれども、ありますて、結構大ごとになってプレス発表とかということにもなったんですが、そのときには、もちろんメールアドレスを開示してしまって、見せたくないのに見せてしまったということも当然ありました。あとは、紙媒体での漏洩も実際にありますて、アルバイトさんの履歴書を間違って別の人送ってしまったとか、それもあったりしたので、それも結構大ごとになってしまったというのもあります。

あと、最近、情報漏洩で言うと、過去に、これは博物館の事例ではないんですけども、USBを持ち込んで委託業者の人がサーバに差し込んでデータを抜いて持っていくというこ

との漏洩が意外と多いという。ハッキングとかというよりも、むしろそちらのほうの情報漏洩が多分民間企業も含め非常に多いと思いますので、確かにインターネットに限定しないほうがいいかなという感じはしました。

以上です。

【松田座長】 御意見でした。要検討ということになりましょうか。事務局、どうぞ。

【事務局（荒川）】 恐れ入ります。今、御手洗委員、田中委員からいただいた御指摘を踏まえますと、情報の漏洩はインターネットを通じたものに限らない、紙媒体のものもあるので、「インターネットを通じた」という記載は不要ではないかという点と、また、それ以外の危機についても規定したほうがいいのではないかということだったのかなと思うんですけれども、それ以外の危機あまり具体的に、私どもとしては、むしろハッカーによる攻撃なども最終的には情報の漏洩につながるのかなということと、また情報の保全の危機につながるのかなというところで、これ以上追記をすることは想定していなかったんですけども、何か、抜けているとか、追記したほうがいいものがあれば、御指摘をいただけたらと思います。

【松田座長】 私の印象では、この第2項はやはりデジタルの話なんだろうなという気がします。最初の質問にも重なるんですが、漏洩、すなわち外に出さないという話と、その真逆の方向で、共有というか、外に置いておくというのが同じ項目に入っているわけですよね。その二つを「するとともに」という文言でつないでいるんですが、もし情報の漏洩をデジタルに限らないのであれば、この第2項を二つに分けるというのも手なのかなとは思いました。

今日が最終検討回ですので、いたずらに作業を増やしたくないという思いも座長としてはあるんですけども、一応思ったため、お伝えしました。この点はほかの委員の皆様方の御意見もお伺いしたいところです。いかがでしょうか。

【佐藤委員】 では、よろしいですか。

【松田座長】 佐藤委員、お願ひいたします。

【佐藤委員】 今、座長がおっしゃられたように、ここには情報の漏洩というものと、あと情報の保全というものの二つの目的があるので、それがちょっと分かりにくい、理解がしにくいところなのかなと思うので、例えば、二つに分けるというのがもしかしたら一番いいのかもしれないです。その目的に応じて、情報の漏洩、インターネットだけではなくて、紙媒体での情報漏洩を防止するということと、あと、持っている情報とか記録を保

全するという、その二つですね。両方、ちょっと意味合いが違うので、分けるというのが一番いいのかなとは思ったんですけれども、そこはお任せしたいと思います。

【松田座長】 ありがとうございます。

ほかの委員、いかがでしょうか。では、山崎委員、お願ひいたします。

【山崎委員】 参考までに、当社の情報漏洩に関する規定を共有させていただきますと、メール誤送信やインターネットマルウェア等の、いわゆるネットワークに接続した状態での漏洩以外にも、まず紙資料の基本的な社外持ち出しは禁止です。重要情報が書いてある紙資料を持ち出すときは、全て事前申請があります。あと、いわゆる端末、PC、これは盗まれるのに限らず、横から見られるということはありますので、社外での例えばカフェなどでの使用禁止です。それから、USBメモリ、CD-R等への書き出しも基本禁止、行う場合は事前申請といった形がありまして、確かにネットワークに接続している状態以外での漏洩ということが想定されて、いろいろなルールがつくられているという状況ですので、だから条文をどうするかとかという話ではないんですが、いろいろな可能性がありますということは共有させていただきます。

以上です。

【松田座長】 山崎委員、情報共有をありがとうございます。様々な形での情報漏洩があるという具体例でした。

事務局、お願ひいたします。

【事務局（荒川）】 今御説明いただいたのを拝聴しながら考えていたことなんですかでも、ある意味で、こういったことに気をつけましょうという項目はいろいろと出てくるかとは思うのですが、この告示が博物館の望ましい基準であるということを踏まえると、どういう状況が博物館にとって望ましいかということを記載していくことが必要で、あまり点検項目の列挙というのはなじまないかなということを考えておりまして、第十七条の第1項で、現状、「事故、破壊、盗難、災害、感染症のまん延その他非常の事態による被害を防止するため」という、ここで記載している防止すべき被害の中にむしろ情報漏洩も含まれるのではないかという気をしておりまして、先ほど田中委員がおっしゃったようなUSBを持ち込んでの盗難、これもある意味でデータの盗難という意味では、盗難という記載がございますけれども、そこでも読むことができるのではないかという印象を持っております。

例えば「事故、破壊、盗難、災害、情報漏洩、感染症のまん延その他非常の事態による

被害を防止するため」といった形で、そういった情報管理規定のようなものを設けるとか、訓練を実施するとか、そういった形で第1項に組み込むのも一つの考え方かなと思ったところです。いかがでしょうか。

【松田座長】 多角的に対応できるようにする、という書きぶりになりそうでしょうか。

【松本委員】 よろしいでしょうか。

【松田座長】 松本委員、お願ひいたします。

【松本委員】 松本です。今、事務局から御説明があったようなまとめ方のほうが私自身はいいなと思っていたところです。その代わりというのはおかしいんですけども、この第1項のほうに総体的な、全体的なところで入るということであれば、2行目の後半以降の「館種等の特性を考慮しつつ、危機管理に関する手引書の作成」と「訓練の定期的な実施」という、やたら具体的なところでの代わりに、これだけでいいのかという、危機管理に関する対策としては何かあまりに手薄な感じがするんですけども、何か、例えば研修の実施とか、職員への周知とか、そういうところをもう少し書き込んで、この中に情報の漏洩というものを含めて全体として規定するほうが、こういう望ましい基準の中での書き方としてはいいのかなと思った次第です。

それとあと、それに関連して、ちょっと前に戻ってしまうんですが、25ページ、危機管理には人員の問題もあると私は思っていました、改正案の第十四条の第5項のところで、「博物館は、専門性を有する多様な人材を実情に応じて確保するよう努める」の中に「デジタル化、資金調達、また危機管理等の専門性を有する多様な人材を確保する」と、こういう人員面でも少し補強したほうがいいように、これと関連して感じたところです。

以上です。

【松田座長】 松本委員、御提案ありがとうございました。人員に関する項目にも危機管理は書き込んでもよいのではないかという点、それから、第十七条第1項のところですね。では、事務局、お願ひいたします。

【事務局（荒川）】 今、松本委員から御指摘いただいた後半の部分につきまして、人材の部分で危機管理の人材が必要ではないかという御指摘は、以前にもワーキンググループでいただいておりました。その際に、私どもの不勉強な部分かもしれないのですが、危機管理人材みたいな形で職業としてされておられるような方がおられるのかどうかというところがちょっと分かりかねて、その際には記載を見送ったところです。

こういった方を他のデジタル化、資金調達などはそれぞれファンドレイザーであったり

デジタルアーキビストであったり、そういう職名で活動されておられる方はおられると思うんですけども、もし危機管理についてもそういう方がおられて、ここに記載することでそういう方の確保が促進できるようであればよろしいかなと思うんですが、実際のところ、いかがでしょうか。

【松田座長】 では、御手洗委員、お願ひいたします。

【御手洗委員】 御手洗です。今御質問いただいた点に関して、全てに回答はできないんですけども、私は以前にIT企業に勤めていた背景もあって、特にこの第2項ですか、いわゆるITだったりサーバ・ストレージだったりというものに関する危機管理というのは、IT企業の中にそういうものを考慮しながら御提案するというお仕事自体がありますので、その点だけでお伝えすると、このデジタル化というのが25ページにあるかと思うんですけども、デジタル化を含むITに関する専門の人間というのは書いてもいいのかなと思います。

一方で、火災とか自然災害という部分に関する全般的なことに関してはちょっと私も不勉強で、御提示できる事例というのではない部分もあるんですけども、そう考えたときに、ここからは意見なんですけども、今この第十七条の中にはそういう自然災害とか、泥棒に盗まれるとか、物理的にそういう側面の危機管理という部分と、あとは昨今のICT関連での危機管理というのもあって、そこも大きく分けられるかもしれないで、この1から4の並び順とかも少し、もしかしたら前半にそういう物理的な自然災害とかを持ってきて、一番最後の後半にこういうITに関する危機管理の望ましい姿というのが書いてあると、もしかしたら読み手側はスムーズに読めるのかもしれませんと感じました。

答える部分と意見です。以上です。

【松田座長】 御手洗委員、ありがとうございます。このデジタル関係は、第十七条の最後のほうに、まず上に物理的なものを持ってきて、デジタル関係は後ろにしたほうが構造が分かりやすくなるんではないかという御提案でした。

事務局、お願ひいたします。

【事務局（荒川）】 今いただいた後半部分につきまして、実は事務局でも、第1項がもともと物理的なものを集めて、第2項においてICT関係を集めて、第3項以降は、いざ事故、災害が発生した状況という形で並び順を考えておりました。

【御手洗委員】 そうだったんですね。

【事務局（荒川）】 はい。ただ、先ほど情報漏洩が物理的でもありICTでもありという

御指摘があつたので、もし情報漏洩をそいつた両面あるものとして規定するのであれば、第1項に持っていくほうがよろしいのかなと考えたところです。

【松田座長】 田中委員、お願ひいたします。

【田中委員】 今、危機管理に関する手引書というのは、恐らく危機管理マニュアルみたいなものを想定されていると思うんですけれども、その危機管理マニュアルの中に情報管理責任者とか、災害が起きたときの責任者といった感じで多分書かれていると思うんです、各館で。恐らく管理系なので、管理課長とか総務課長とかは多分充て職で名前が書いてあると思うんですけれども、そんな感じで各館、危機管理マニュアルは整備しているのかなという感じはしているのですが、確かに、私もうろ覚えなんすけれども、地震が起きたときに、では誰が駆けつけるのかみたいところも危機管理マニュアルに書かれていて、博物館から何キロ圏内に住んでいる人はまず真っ先に駆けつけるという感じで、誰が駆けつけるか、それで駆けつけたときには誰が責任者になって指示するのかみたいな部分はマニュアルに細かく書かれていたんですけども、実際にその危機管理マニュアルがつくられていることと、それが守られるのはまた別問題で、日本でもありがちなんすけれども、マニュアルはしっかりできているんだけれども、実際に動かないみたいなところがあると思うので、その辺が多分後半のほうにそれを実行していくような訓練……、訓練はないのか。

【事務局（荒川）】 訓練はございます。手引書の作成と。

【田中委員】 訓練はありましたっけ。定期的訓練か。というところが盛り込まれていればいいのかなとは思いましたというのが一つ。

あと、先ほどちょっとあったんですけども、今、個人情報の取扱いはすごく大事になっていると思うので、博物館によってはプライバシーポリシーとかちゃんとつくって、ホームページで公開しているところもあるんですけども、公開していないところも結構いまだに多かったりするので、個人情報取扱規定とかプライバシーポリシーというのをちゃんとつくって公表するとかというところも大事なのかなとは、聞いていて思いました。

あともう一つ、結構具体的だなと思ったのは、第2項の「外部サーバの活用等による情報の保全」というところも若干引っかかっていて、外部サーバというのは、データセンターみたいなところにサーバを物理的に借りて、そこで保全するということだと思うんですけども、先ほどのネットのサイバー攻撃とかを考えるのであれば、サーバを切り分けるということで、ネット公開のサーバと情報の保全のサーバを多分切り分けているはずなんで

す。なので、外部サーバの活用でイコール情報の保全につながるというわけではなくて、ネット公開のネットにつながっているサーバとつながっていないサーバに物理的に切り分けると、多分情報の保全はできるようになって、そのようにやっているところもあると思うので、あまり具体的に書かないほうがいいかなと思ったんです。

すみません。以上です。

【松田座長】 田中委員、ありがとうございます。また幾つかの新たな論点が出てきました。

杉山委員、お願ひいたします。

【杉山委員】 すみません、福岡の杉山です。ミュージアムの運営にとっての危機というのは、災害みたいに、博物館の外も中も非常時というときと、ミュージアム固有、あるいは、あるいは館の中でしか起こっていないということの両方があります。一気に、突然起きるものと、運営に対して日常的に危機的状況を及ぼすみたいな要素もある。設置の望ましい基準とかに書くことではないかもしれません、先ほどの専門人材に関して危機管理の専門人材という点については、実際、現場で頼りにしたものとして、カスタマーハラスメントに関することがあります。ミュージアムのフロントヤードにいる人たちに対するカスハラは今、そんなに軽視していい問題ではなくなっているようなところもあって、それも一つのミュージアムにとっての危機だと思うんですけども、そういうところに対してどういう対応をとるべきかを示すことができる専門的な人材は供給されつつあるので、人材方面でも危機管理と専門人材確保というところの結びつきというのはあるといいなとは思いました。

以上です。

【松田座長】 杉山委員、ありがとうございます。ということは、やはり人材のところで危機管理は入れ込んだほうがよいのではないかと私は理解いたしました。

お願ひいたします、中尾調査官。

【中尾博物館支援調査官】 ありがとうございます。危機管理に関しての人材の部分です。非常に様々な博物館における望ましい人材というのがたくさんあって、そういった例示を書いていっているところではあります。危機管理に関しても、この条文に合わせて、必要ではないかということの御指摘だと思うんですけども、例示に関しては、どんどん増やしていくという話にはなかなかならない部分があって、どうしても代表的なものを入れて「等」という形でくくっていっているところはあります。

それと併せて、リスクマネジメントに関しては、誰か一人専門家を置いてというのは非常に望ましいとは思うんですけども、そうではなくて、館内でのリスク対応体制の構築というところが大切だと思っています。館内での訓練とか、手引書の作成というのは、スタッフ全体がチームとして動いていくリスクに対応していくという部分が実態として存在しますし、いわゆるデジタルの専門家とか、資金調達の専門家とか、そういういった方がリーダーシップを取ってやっていくという形ではなく、危機管理に対応する体制としてつくることのほうが重要なんだと思っています。そういう部分で危機管理の人材を加えるというのは、できないこともないんですけども、果たして望ましい形なかどうかという部分と、この例示にあえて入れるぐらいの重さがあるかどうかという部分は、少し検討が必要かなとは思っております。

【松田座長】 ありがとうございます。

【松本委員】 よろしいでしょうか。

【松田座長】 松本委員、お願ひいたします。

【松本委員】 今の事務局からの御説明で十分分かる部分はあるんですが、私が一つ強調したかったのは、今後の博物館界の在り方を示す意味でも、あらゆる面で危機管理がこれまで弱過ぎると思うんです。先ほど杉山さんからも御指摘があったように、いろいろな問題が実は現場では起こっているのに、それを内部的に処理し得ないと、あるいは内部の人材だけでは客観的な視点を持ち得ないとか、対外的にどうしたらいいか。それこそ企業危機でよく不祥事を起こして、記者発表をして平謝りで謝って、これは危機管理がうまくいった、いかないとかというのもあるのと同列とは言わないんですけども、実は博物館の中で今後犯罪的な行為も含めて、この危機管理の点というのは非常に大きなポイントになると私自身は考えているので、あえてそこは加えるべきではないかと。本当を言えば、先ほど言ったように、講習の必要性とか、この危機管理の面に何とかもう少し目を向けていただけないかなという気持ちで申し上げた次第です。

以上です。

【松田座長】 松本委員、ありがとうございます。人材のところに危機管理を「等」ではなく追記すべきだということで、その理由とともに御説明いただきました。

この人材のところに追記するかと、もう一個、第十七条をどうするかという点が今あるわけですが、どうしたものか。

半田さんですか、これは。お願ひいたします。

【中尾博物館支援調査官】 事務局ですが、今、半田さんからチャットが入りましたので、読み上げさせていただきます。

「第十七条は、情報漏洩防止については第1項で扱い、博物館の危機管理が多様化しており、それらに対する対応の重要性を書き込めないかと思いました。2項は、情報保全に関する項として独立させたほうが分かりやすいように感じます」という御意見でした。ありがとうございます。

【松田座長】 半田委員、ありがとうございます。

【中尾博物館支援調査官】 引き続いて事務局から。この第1項、第2項の問題です。確かにおっしゃるとおり、第1項と第2項に分けていくという案も検討していきたいとは思うんですけども、お話を伺いながら考えておりましたのは、第2項の部分です。情報の漏洩と情報の保全という部分が一つにまとまっていることで少しほんのりとくい条項になっているということからこの議論はスタートしていると思っています。そういう部分で、「インターネットを通じた情報の漏洩を防止するとともに」、あるいはその前に枕をつけて、「災害等に備えて、デジタルアーカイブを含む」云々に繋げて「情報の保全に努めるものとする」とすると分かりやすくなるのかなというのも一つあるかなと思っております。

それと、田中委員からいただきました、館外での外部サーバの活用というのが具体的過ぎるのではないかということなんですかけれども、こちらの主眼としておりますのは、先ほど申し上げたように、館内でのサーバ等が被災するというリスクに関しての回避策です。そういう意味では、「外部サーバの活用」と具体的に書かずに、例えば「館外でのデータ保存」とか、そういう書くぶりもあるのかなと感じたところでした。

以上です。

【松田座長】 ありがとうございます。私も、「災害に備えて」をデジタルアーカイブの前に入れるということは賛成です。情報の保全が言わばバックアップ的なものになるということが分かりやすくなると思いました。

お願いいいたします。事務局です。

【事務局（荒川）】 今、松本委員、半田委員からいただいたものを踏まえまして、第十七条の第2項については中尾のほうから御提案させていただいたんですけれども、第十七条の第1項については、今列挙されているものの後に、「事故、破壊、盗難、災害、感染症のまん延、情報漏洩その他非常の事態による被害を防止するため」とさせていただいた上で、「資料や立地、館種等の特性を考慮しつつ、危機管理に関する手引書の作成」のみに今

はなっているんですけども、こちらについて、周知や公表が必要ではないかということがございましたので、「危機管理に関する手引書の作成及び周知」、また研修が抜けているのではないかという御指摘がありましたので、「関係機関と連携した研修及び訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるよう努めるものとする」と仮にした場合には、おおよそ御指摘いただいている内容に応えるものとなっておりますでしょうか。

【松田座長】 そのような印象を受けております。今の方向性で私はいいかなと思いました。ほかの委員の方々も、意見があればお願ひいたします。1点だけ、ごめんなさい。「危機管理に関する公表」でしたか。

【事務局（荒川）】 「作成及び周知」と。

【松田座長】 「周知」ですよね。それであれば納得できます。文言にはひよっとしたら微調整が入るかもしれません、今、事務局の荒川さんより御提案いただいた方向性に関しては委員の皆様、御賛同いただけますでしょうか。

はい。

【事務局（荒川）】 ありがとうございます。また、第2項につきまして、「情報の漏洩」を第十七条の1項に持っていくに当たり、中尾から御提案した枕言葉をつけるのに加えて、もしかすると「情報セキュリティを講じるとともに」のような情報の保全に関するICTの留意事項を加えることも一案かと思いました。こういった形でこの第十七条の第1項と第2項については修文を検討させていただき、座長と御検討させていただいてもよろしいでしょうか。

【松田座長】 よろしいでしょうか、皆様。

では、その方向で進めたいと思います。

この情報ではなく、危機管理以外の点につきましては、いかがでしょうか。今、危機管理に我々は集中的に意識を向けておりましたが。

【田中委員】 別の項目でもいいですか。

【松田座長】 はい、お願ひいたします。田中委員。

【田中委員】 では、すみません、別の項目で、26ページの人材の養成及び研修の第4項のところで、「博物館は、大学等と連携し」、これは入れ込んでいただいたほうがいいと思うんですけども、「実習等を希望する学芸員養成課程の学生を積極的に受け入れるなど、学芸員の養成に努めるものとする」という、この「など」の中には、文化庁で示している博物館実習ガイドラインの中には実地の見学とかも多分含まれると思うんですけども、

そのこともこの「等」の中に含まれているという理解でよろしかったんですよね。

そのことについてなんですけれども、結構な確率で学外見学を断られることが多くて、これをつくっても、本当に望ましい基準なので守られない、努力義務みたいな感じは分かるんですけども、学芸員養成課程でバックヤードの見学とかを申し込むんです。バックヤードの見学というのは博物館の裏側の機能ですけれども、非常に重要なところで、トラックヤードから資料がどのように入ってきて収蔵庫に収まって薰蒸して、それがまた収蔵庫から展示室に流れてとか、あとは写真撮影場があつたりとか、テキストでは説明するんですけども、学生にはその辺を実地で見てほしいんです。それで、博物館実習の学生を連れていくので、バックヤードを含めたそういう見学をさせてもらえないかと言うと、セキュリティを理由に断られるんです。セキュリティ上ちょっと見せられませんので、大学さんのそういうのは全部断っていますと言われるんです。

有名なところで言うと、博物館法の範疇にはない某有名博物館とか、あとは都道府県立レベルで言うと、指定施設になっている美術館とか、あとは最近新しくできた某県のC博物館、有名建築家が建てた某市の博物館も、お願いしたら、セキュリティを理由に断られまして、これってどうなんだろうと。セキュリティを理由にというのは、それは大体その3館ともそれを理由に断られたんですけども、それで一律お断りしています。

それは、セキュリティに本当に不備があって見せたくないのか、それを見せることによって盗難を防止するために見せないのか、あとは、そもそも忙しいから、一回一大学を受けると、ほかの大学もわっと受けに来るから、忙しくてもう大変になるから受けないということをしているのか、この3つのどれかかなと思っているんですけども、ここで「実習等」というものに含まれるんですけども、できれば「実習や見学等」にしてほしいなど。それでも拘束力は全くないと思うんですけども、多少なりともそのように書いていただけると、望ましい基準にこのように書いてあるので、受入れをしていただけませんかという交渉もこっちとしてはできるので、非常にありがたいなと思います。切実な願いです。

【松田座長】 中尾さんから、いかがでしょうか。

【中尾博物館支援調査官】 事務局、中尾です。個々の博物館で事情があろうとは思いますので、ここでそれぞれの博物館のことについては言及しづらいんですけども、ただ、この第4項に関しては、今回新設しております。そういう形で博物館と大学、大学は抜けていましたけれども、こういった学芸員養成課程の学生というものの養成に関しても博物館がしっかりと協力していくんだという部分で書き込んだ項でございますので、「実習や

見学」というのは十分に検討できる範囲であるかなとは考えております。ありがとうございます

いました。

【田中委員】 では、すみません、ちょっと補足で。全部断られているわけではなくて、私ももちろん見せていただける館もたくさんありますので、そういうところももちろんあります。

【中尾博物館支援調査官】 私も前職の経験上、見学等の依頼は断ったことないです。

【田中委員】 私も博物館にいたときは、極力受けるようにはしていたので、いろいろな大学から全国から来て、もちろん忙しかったんですけども、どうしても合わないときはお断りしていましたけれども、そうでない場合は極力受けて、バックヤードも含めて全部見せていました。

【松田座長】 補足も含めて、ありがとうございました。

そのほか御意見、御質問はございますでしょうか。佐藤委員、お願ひいたします。

【佐藤委員】 先ほど危機管理の話をしているときにふと思ったんですけども、我々は特に特殊な館なので、いろいろと面倒なことが起こるんですけども、その中で一つ大事なのが、法令ですかね。関連する法令というのがいっぱいあって、特に消防法とか、あと水産関係の法令とか、環境に関する法令とかとすごくいっぱい関わってくるんです。何かそういう博物館法以外の法令に関する遵守とか、あと条例ですね。青少年に関する条例とかといろいろ都道府県にあると思いますけれども、そういうものに関して、従うのは当然なので、ここに書く必要はないのか、どこかに何かその留意すべきということを書く必要があるのか、そこを知りたいなというのと、あとは、それにまた関連するんですけども、先ほどの危機管理の人材というところで、例えば消防法であれば、消防法で必要な人材というのは規定されているんですよね。防火管理者とか防災管理者とかは、その施設の規模とかによって決められているので、それを遵守することである程度その人材が担保されるということもあると思いますので、ちょっとそこが気になったかなという、そこが1点です。

あともう一つ、参考なんですけれども、我々のところはかなりの集客施設なので、法律だけでは足りないという現状がありまして、一番特に気にしているのはテロなんです。最大で2,500人が一つの施設の中に入るので、テロというのをすごく警戒していて、我々の管理している財団の中に防災危機管理室という部門を設けて、警察OBとか消防関係のOBとかを集めてそういう室をつくりまして、そこが隨時査察をしたり、施設を検査しながら運営

しているんですけども、それによって法律ですごく細かく規定されているのに気づいていないことが多いので、法律に関する言及が僕は必要かなと思ったんですけども、その辺だけ、意見を伺えれば。

【事務局（荒川）】 事務局から失礼いたします。法令遵守について、以前のワーキンググループでも御指摘をいただきまして、26ページの第十五条、人材の養成及び研修のところで、3項を新設させていただいておりました。「博物館は、その職員に、当該博物館の事業に係る条約及び法令並びに当該博物館が自ら策定又は選択する倫理規程及び行動規範等を周知するよう努めるものとする」という書きぶりをしておりまして、法令遵守 자체は当然していただくべきものであるということから、規定することはなじまないんですけども、それを職員に周知徹底していくというところは、人材の養成及び研修の一環として必要なことであろうということで、ここで法令や倫理規程などに言及させていただいたところです。ですので、その意味では、法令に関する遵守と周知というところはここで担保できている部分かなと思っております。

今御紹介いただいた警察OBや消防OBの方々の参画というのも、ある意味で先ほど御意見をいただきました危機管理の人材の実情に応じた確保という意味でも非常にぴったりな実例だなどと拝聴しまして、その意味でも、先ほどの第十四条の第5項については、「危機管理の専門性を有する多様な人材」というところで追記をさせていただきたいと存じます。

【松田座長】 佐藤委員、よろしいでしょうか。

【佐藤委員】 はい。

【松田座長】 ありがとうございます。

そのほか、よろしいでしょうか。今回の改正点、また検討した結果、改正しなかった点については、ではそろそろ締めさせていただきます。といいましても、ここからは望ましい基準全体についてということになると思います。これはもうそのまま、事務局の説明なしで進めてもよろしいでしょうか。

前回からの修正点を今我々は検討したんですが、この望ましい基準については最後の検討となりますので、全体について御質問や御意見があればお願ひいたします。この資料2、また資料1の両方を使いながら、この最後の機会ですので、気になった点があれば御指摘ください。

半田委員でしょうかね。また、すみません、事務局、読み上げていただいてもよろしい

でしょうか。もう時間だから退出ということですか。

【事務局（荒川）】 そうですね。

【松田座長】 半田委員は時間でございますので、これで退出となります。半田委員、ありがとうございました。

では、残った委員の皆様、いかがでしょうか。

私から手続について質問です。パブリックコメントをかけるということでしたが、そのスケジュールを教えていただけますでしょうか。

【事務局（荒川）】 まだ具体的なスケジュールは定まっているものではないんですけども、本日このワーキンググループの最終案を取りまとめていただいた後、文化施設部会に御報告をいただきまして、並行して法令審査を進めてまいります。その意味で、他の法令との並びとか表現について修正をさせていただくことがあるかと存じますが、御理解いただければと存じます。その後、パブリックコメントにかけさせていただいて、そこで御意見を一般の方々からもお受けした上で告示の改正という手順となります。

【松田座長】 御説明ありがとうございました。

まだまだ踏む手続は幾つか残っているんですが、とはいって、このワーキンググループの中で検討する最後の機会でございます。全体は多岐にわたっておりますので、改めて全て見返すのは少し時間がかかるかもしれません、そういうえばこの点について指摘したけれども、どうなったかなとかという点がございましたら、お願いいいたします。

田中委員、お願いいいたします。

【田中委員】 危機管理のところで、また戻ってしまって申し訳ないんですけども、一つ思いついたというか、最近、これは国内に限らず国内外で非常にSNSの発信に伴う炎上が博物館でも問題になっていて、かなりその炎上対策に追われるという、または対策が後手後手に回って博物館側が非常に窮地に陥っているというのは海外でも非常に見受けられるので、その辺の情報の保全もそうなんですが、発信に伴うそういう表現は分からぬんですけども、炎上の対策というのもちゃんと講じておかないと、非常に博物館でそれで展覧会の発信で不適切な表現があるというので指摘されて炎上して、ポスターとかチラシを差し替えたりとか、あとはSNSの発信を削除したりとかということも非常によくあるので、そういうところも何かどこかに盛り込んでおいてもいいのかな。

非常に大きな問題だと思いますので、その専門人材まではどうかは分からないんですけども、可能であれば、広報セクションとかがあって、その担当者がそういう対応を

するとか。ただ、広報セクションだけに限らず、もう組織としてどのように対応するかというところだと思いますので、その辺りの炎上対策というか、発信に対するそういういった炎上の危機管理というところもどこかに盛り込んでおいてもいいのかなとちょっとと思いました。

【松田座長】 御指摘ありがとうございます。先ほど松本委員もおっしゃっていましたが、危機管理の在り方が多様になっているということにも重なる御指摘かと思いました。それを文言としてどのように書き込むかですが、危機管理に関する手引書の中、この作成及び周知よりももう少し特筆すべきということでしょうか。あるいはその中に含め得るということでしょうか。

事務局。この資料1でいうと、29ページの第十七条第1項に危機管理に関する手引書が出てきましたよね。

【事務局（荒川）】 すみません、座長から田中委員のほうに。

【松田座長】 では、田中委員。危機管理に関する手引書の作成、それから、先ほど事務局でこれに周知を足したらということでしたけれども、情報発信に伴う……。

【田中委員】 「に伴う炎上」という言葉をここに入れてしまつていいかどうかは分からぬんですけども、何か適切な表現があれば。炎上、でもそれは事故なのかな、この中で言うと。事故ではなきそうな感じがしますし。

【松田座長】 第十七条の第1項では、足りていないと。

【田中委員】 そうですね。足りていないかな。「その他非常の事態による被害」というところに全部含まれて、先ほどのテロ被害も多分ここに含まれると思うんですけども、その情報の漏洩だけでなく、発信に伴うリスクというのは非常に大きくなっているので、結構今はその炎上というのはずっとログが残って、いまだに検索するといっぱいいろいろなものが出てきて、非常にミュージアム側にとって不利な状況になっているということと、あと、炎上対策をして解決したんだけれども、その前のことがずっと残って、ミュージアム側に不利な情報しか残っていないと、炎上でたたいた人というか、その人の意見が非常に支持されて、そっちの情報だけ残って、いまだにミュージアム側にとって不利な状況が続いている、あの炎上事件はミュージアム側が悪かったんですよねみたいな感じで、いまだに学生のレポートで書かれたりとかもするので、その辺は非常に重要な危機管理案件になっているのかなという感じはしているので、どこかそういういった危機管理に関する手引書の中にも含めるのはいいかもしれないんですけども、ここだとそれが読み込めない

かなという気がしたんですけども。

【松田座長】 御手洗委員、お願ひいたします。

【御手洗委員】 ありがとうございます。博物館・ミュージアム系ではなく、自分が過去に所属していたところでそういった炎上を含むリスクに関して対応したことがあって、今、田中委員がおっしゃっていたような事例が起きたときには、弁護士さんも含めた法的な対応をする方もいるし、広報の対応をする方もいるし、経営層もということになるので、特定の誰かという形ではないので、本当に体制として持っておくというのが大事かなというのが1点。

あと、また先ほどの第十七条の「インターネットを通じた情報の漏洩」というキーワードだとカバーし切れないなと思うので、先ほど荒川さんがおっしゃっていたように、情報セキュリティという少し大きめな範囲でくくれば、ある程度今言ったような炎上の部分も含めてカバーできるかなと感じました。

あと、もうちょっと俯瞰して見たときに、私が不勉強というか、あまりにも離れたところから今回参加させていただいているというところもあるので、この人材といったときに、望ましい博物館の体制図というのが何かあるのかどうかという、例えば企業とかだと、何となく、どんな企業も同じような体制図があるんですけども、博物館とミュージアムにおいて、ある程度統一した、館長がいてとかというのは想像がつくんですけども、その配下の体制図みたいなもので、これがテンプレートとかオーソドックスだよみたいなものがあると、人材の項目で一番最後に、特に特化した専門の人材を置いてくださいというのが、第十四条の第5項に書いてあるのが、よくあるというか、デフォルトの体制図に対して、特にこの第5項に書かれているような役割を、専門性を有する人材は特に設置するという書き方をしていただくと理解しやすいのかなという、ちょっと意見というか、感想に近いものになります。

以上です。

【中尾博物館支援調査官】 すみません。事務局、中尾です。今の御意見は、私も第十七条を見直していて、危機管理に関する手引書とつながるんですけども、危機管理体制の構築が結構大事なのかなと思っておりました。私自身、思い返すと、館内に危機管理体制表はあるんです。避難責任者は誰でとか、資料の保全担当者は誰でとかというのは作っていたので、こういったものを作つておくというのはすごく大事な部分なのかなと思いました、そこは追記しようかなと考えていたところでした。ありがとうございます。

【松田座長】 あと、御手洗委員から質問のありました博物館の体制についてはいかがでしょうか。

【事務局（荒川）】 博物館の望ましい体制図があるというか。

【松田座長】 組織図ではないですけれども。

【中尾博物館支援調査官】 博物館の望ましい体制図は、危機管理体制の……。すみません。御手洗委員の御意見は、危機管理に対応する体制図ということではなくてですか。

【御手洗委員】 さらに上の、本当に俯瞰したときに、館長がいて、副館長がいてとう、ごめんなさい、素人過ぎて。

【中尾博物館支援調査官】 それは人員体制図として持っているところも多いと思います。

【松田座長】 存在するんですが、過去、法律の中であるいは施行令とかでは当然そこは規定していない。博物館には動物園とか水族館も含まれますので、体制は一律になっていないという理解でよろしいですか。

【中尾博物館支援調査官】 そうですね。フォーマットとしては示しておりませんけれども、これは役所でも何でもそうですけれども、組織体制図というのは、様々な形はあるかもしれませんけれども、大体見れば分かる形にはなっているので、フォーマットをお示しする形が必要かどうかという部分も含めて、検討は必要かなとは思っております。

【御手洗委員】 ありがとうございます。

【松田座長】 御手洗委員、よろしいですか、今まで。

【御手洗委員】 はい。ありがとうございます。

【松田座長】 田中委員の質問に端を発したものですが、では事務局、お願ひいたします。

【事務局（荒川）】 先ほど田中委員からいただいた炎上なんですけれども、法令上「炎上」と書いてしまうと、本当に燃え上がっているということしか含意することがちょっと難しいかなと思っていまして、何か具体的に、その問題の本質といいますか、中には実際に差別的な内容を発信すれば、それはそれで博物館の側に責めがある部分もあるかと思いますが、その炎上の問題の核心がそもそもその内部的な発信の内容に対するチェックが不足しているということなのか、あるいは館外からの誹謗中傷のようなものに対してきちんと対応できていないということなのか、炎上対策というだけだと書きにくい部分がありまして、何か言い換えがもし可能であれば、別の角度から検討ができるかなと思ったところ

です。

【松田座長】 そうですか。多分、恐らく今まで出てきたと思うんですが、「情報発信に伴う情報セキュリティポリシーの策定と体制の構築」といったところかなと思うんです。正しい情報発信と、その館内統制がちゃんと取れていて、「情報セキュリティポリシー」のような名前になるのかもしれません、そういういたものに基づいてちゃんと情報発信していますよということが多い多分できればいいと思うので、そういういたポリシーの策定と体制の構築について何か書けるかなという気がしました。

【山崎委員】 よろしいでしょうか。

【松田座長】 山崎委員、お願ひいたします。

【山崎委員】 一般に炎上というものを一般用語で言いますと、風評被害ということだとまず思います。これをさらにリスクという面で言うと、一般にはレビューションリスクという言い方を民間だとします。レビューションリスクはSNSだけではないです。自社の社会的評判が低下するリスクということです。外から見たときの言い方だと思います。では、社内で勝手にSNSに変なことを上げるなみたいな話は、これは普通は服務規律、つまり社員の就業規則に書いてあるような服務規律として通常は規定されているんではないかなと思います。

以上です。

【松田座長】 山崎委員、ありがとうございます。情報提供もいただきました。

中尾調査官、お願ひいたします。

【中尾博物館支援調査官】 すみません。この望ましい基準自体が、やってはいけないことを羅列するものではなくて、こういったものに対応するための望ましい姿というのを描き出すためについているというのが前提としてあるということをまず御理解いただきたいと思います。そのうえで今、田中委員からいただいている炎上対策という部分は、炎上してはいけませんよと書く性格のものではないというところで、大事なのは、炎上に至る不適切な発信をしないことなのかなと思っております。

そういういた部分で、改正案の第十条のところに情報発信、広報等という項があるんですけれども、こちらの中に、望ましい広報について、「望ましい関係を構築するため、その活動についての情報発信及び広報の実施に努める」とかという望ましい姿を書いてあります。ここに、不適切な発信をしないようにしましょうということも望ましい形として、もしかすると書き加える余地があるのかなと思ったところです。危機管理とするには、危機が起

こった後の話ではなく、そういったことが起こらないように情報発信に気をつけましょうという部分ですので、第十条の情報発信、広報等に含めるのもありなのかなというのを少し考えていたところです。

【松田座長】 ありがとうございます。ちょっと文言化が難しい点ですが、私は個人的には、御手洗委員が先ほどおっしゃった情報セキュリティの中に包含できそうな気がしたんですけども、確かに第十条の中に書くという手もあるのかかもしれません。この辺りも恐らくこの場では結論が……。杉山委員、お願いいいたします。

【杉山委員】 すみません。これは文化施設部会ということで、恐らく劇場の関係者の方も親委員会にはお集まりだと思うんですけれども、ミュージアムあるいは劇場、コンサートホールとかのレビュー・ションリスクの中で、一つ大きいのは、施設の本体側、博物館で言ったら博物館職員以外にも、施設を利用して、興行や催事を開催する主催者さんという存在があって、主催者発信に対して炎上が生まれてしまうことがある。また、ミュージアムでいえば、展覧会運営スタッフである監視さんにこういうことを言われたんで腹が立つんだみたいな、施設側に瑕疵がなくても、施設を巻き込むようなかたちで炎上してしまうというのは実際には起こっています。

なので、その望ましい基準の中でどうこうということではないかも知れませんが、文化施設特有のレビュー・ションリスクということに関して、少し意識してみるとか、話題にしてみるとすることは必要なのかなと思いました。

以上です。

【松田座長】 杉山委員、ありがとうございます。

田中委員から最初の問題提起があった、情報発信に伴うリスクをどのように書くか、幾つかの方向性は示されたと思います。恐らく本日のワーキンググループで結論を導き出すことは難しいかと思いますが、皆様からお示しいただいた論点、また方向性を基に、この後事務局で検討していただいて、また座長預かりという形で対応させていただければと思います。よろしいでしょうか。

田中委員、本当に重要な御指摘をありがとうございました。

そのほか、全体を通して、最後に気になった点があればお願いいいたします。

【田中委員】 よろしいですか。

【松田座長】 田中委員、お願いいいたします。

【田中委員】 すみません。今まで何回も議論を重ねてきて、この後また微調整をして

親部会に上げていくと思うんですけども、その後、この望ましい基準の周知の仕方というか、どのように全国の博物館、美術館に周知していくのかというところと、よくガイドラインとかをつくるところまでは委員会で頑張るんですけども、その後が周知されないとか、守られないとか、あまり知らなかつたとか、参考しないとかということもよく起こるので、その辺りはどのように周知して、その後、できた後の周知方法を含めて、その辺りというのがもしあればと思うんですけども、中尾さんが全国都道府県を行脚して説明をしていくということも限界があると思いますので、どのようにされていくのかなというところが少し気になりました。

【松田座長】 事務局、何か現時点での見通しはございますでしょうか。

【事務局（荒川）】 そうですね。まずは、かなり事務的なお答えになってしまいますがそれとも、法改正等を行った場合には、施行通知を発出しておりまして、本件についても各都道府県教育委員会を通じて各登録博物館指定施設に情報共有をいただく予定です。その上で、先ほど中尾の名前も出たんですけども、文化庁のほうで行っている研修や会議等がございますので、そちらでも周知を図っていく予定です。

【田中委員】 過去にもいろいろ文化庁さんでガイドラインとかをたくさんつくられていると思うんですけども、例えば収蔵庫に関するガイドラインとかでも、地下に造らないほうがいいと書いてあるんですけども、でも思い切り地下に造っているところが結構いっぱいあって、うちの浜松市にも、公立博物館の地下に収蔵庫があって、しかもハザードマップで浸水地域になっているので、明らかに危ないんですけども、そのように守られていなかったりとか、そういったところもあるので、せっかくガイドラインをつくったのに、守らないところが結構多いので、その辺りはどのように周知していくのかなというところ。多分、法律は通知で通じて行くと思うんですけども、通知で来て、関係部署からまた転送されて博物館のところには行くとは思うんですけども、それでおしまいになってしまうと、またそのようなことが起ってしまうことがあるので、その後のフォローアップというか、そこは中尾さんがまた個人的に……。

【中尾博物館支援調査官】 ありがとうございます。そこは組織としてフォローを考えていきたいと思います。

【田中委員】 組織としてやっていただければなと思います。

【中尾博物館支援調査官】 事務局、中尾です。私も講演等を受ける場合もあるんですけども、基本的に法改正とか、登録制度が新しくなった際というのは、自治体職員とか

博物館向けの説明会も開いております。こういったものを外部に委託して進めている部分もありますけれども、今回の告示に関しましても、そういった説明会の機会等を検討して、できるだけ広く御理解いただけたらなとは思っております。これから検討させていただきたいと思います。

【田中委員】 分かりました。

【松田座長】 ありがとうございます。また、学会とか日博協さんとかとも何かイベントとかをされて、そこで中尾さんの登壇になるかもしれません、そのような形での周知もなされると良いなと感じました。

再びこの基準の案文につきまして、全体を通して御意見や御質問があればお願ひいたします。

大体出尽くしましたでしょうか。よろしいですか。

【中尾博物館支援調査官】 一つ、私のほうからいいですか。

【松田座長】 お願ひいたします。

【中尾博物館支援調査官】 すみません。先ほど炎上対策の議論のときに、情報発信、広報等で不適切な発信をしないといったことも検討してもいいのかなという話を差し上げたところなんですけれども、もう一つの観点として、こちらに漏れていたかなという部分が個人的にはありますて、信頼性の高い発信をすることです。実は、博物館の中でも少し前に話題になったんですが、誤った情報をデジタルアーカイブとして発信していたりとかいうことがあったんです。

これは登録博物館に限るというか、登録博物館に向けての望ましい基準ですので、基本的には専門の学芸員がいるという中で、それはなかなか起き得ないことだとは思うんですけども、博物館の発する情報、また展示する内容という部分が信頼性を損ねてはいけないという部分がありますて、信頼性と安全性を持った発信をしていくという部分は非常に大事な部分だと思っています。その辺りに関して少し検討してみたいなど今お話をしながら考えていたところではあったんですけども、それだけ、また少し御意見をいただけたらうれしいなと思っております。

【松田座長】 情報発信については、第十条になるんでしょうか、信頼性のある発信が必要だという点を盛り込めないかということでした。

この信頼性と安全性という文言を何とか入れたらと思うんですが、20ページになりますかね、これは。私が見ている第2項なのかなという気はするんですけども、前項の業務を

実施するに当たっては、工夫をし、また安全性、信頼性のある……。

【事務局（荒川）】 事務局内部で返事をするのもなんのですけれども、すみません、よろしいでしょうか。

【松田座長】 いえいえ、お願ひいたします。

【事務局（荒川）】 正確な情報の発信に関する記載として、15ページの改正案第七条の展示に関するところで、「確実な情報及び研究に基づく正確な資料を用いること」というのが既にその展示の際の留意事項として記載されているところです。第十条の情報発信、広報というのは、そういった資料に基づく内容も含まれるところではあるのですが、その館についての活動のPRといいますか、必ずしも資料の説明ですとか、資料の展示解説とはまた違った様々な形での編集が行われているものだと考えると、この第七条のところで記載している確実性、正確性の記載だけでも足りるのではないかと考えたところです。

【松田座長】 この第七条は展示等となっていますが、今のは、展示しない所蔵品についての情報発信もこの第七条でカバーできるという御説明でしょうか。

【事務局（荒川）】 展示の中には、デジタルアーカイブで公開しているようなケースも考えられるかと思いまして、その意味では、デジタルアーカイブの記載に正確なものを用いるといったこともここから含意できるのではないかと考えた次第です。

【松田座長】 なるほど。御説明ありがとうございます。

委員の皆様、いかがでしょうか。信頼性ある、また安全性ある情報発信、あるいは資料についての情報発信ですね。

【中尾博物館支援調査官】 いいですか。

【松田座長】 お願ひいたします。

【中尾博物館支援調査官】 すみません。事務局、中尾です。何か文化庁内で、事務局内でラリーをしてしまっていますけれども、この場でしっかりとこれを詰めていっているということで御理解いただけたらと思いますが、今、荒川のほうで言っていただいたように、展示のほうにこのような「確実な情報及び研究に基づく正確な資料を用いること」というのが第七条第1項の第一号に出ております。あわせて、第七条の中には、第1項の第八号で、結局その展示に来られない方に向けて、インターネットを活用した展示や解説等を行うというのがありますので、これを受け、この二つをセットに考えると、そういった正確な情報に基づくものが発信されていきますよという部分なので、（無理に追記しなくて）よいのかなと私自身は思ったところです。

ただ、先ほど私が申し上げたのは、そういった信頼性、安全性という部分が結構学校教育とか学習の場でも求められているという背景がある部分です。そういった意味では、情報発信、公開以外にも、第九条の学習機会の提供及び創造的活動的な部分への支援、この条項に入れるのも少し考えてはいたところです。何かというと、学校の先生たちが、特に今GIGAスクール構想でタブレット端末が普及した中で、様々な情報素材を使って探究学習を進めるわけなんですけれども、インターネット上の情報には、虚偽のものであったりとか、誤解に満ちたものが入っていたりする。そういった中で博物館が発信する情報というのは、教員の先生方にとっては、安心できる、信頼できる情報だということをよくおっしゃるんです。公的な機関である博物館が発信する情報である信頼性があるとは思っていますけれども、それが担保されない状態になることは避けたいなと考えております。

なので、そういった内容を盛り込んでみたらどうかということを発言したところではあるんですけども、さっきの第七条の第1項第一号、第八号をもってそれが担保されるのであればいいかなというところがあるので、この辺についても皆さんから御意見があればいただけたらなというところです。

【松田座長】 ありがとうございます。確かに第七条の第1項第八号で書いてありますね。

特に委員の皆様からはこの点については発言はないということで、第十条の中に信頼性のある情報発信を書き込まずとも、第七条の第1項第一号並びに第八号をもって信頼性の部分は、信頼性のあるインターネット上の情報発信はデジタルアーカイブを含めまして担保されているということでよろしいでしょうか。

では、そのほかにつきましては、もちろん今の点でも大丈夫ですけれども、御意見があればお願いいたします。大体よろしいでしょうか。

では、幾つか小さな宿題は残りましたが、大体全体をこれでこのワーキンググループの中で細かく検討できたのではないかと思います。最後は微調整が必要な危機管理のところでしたね。また、危機管理の人材につきましては、座長預かりとして御一任いただき、事務局と調整するということで進めさせていただければと思います。結果につきましては、追って事務局より皆様、委員全員に対して共有させていただきます。

それでは、時間となりましたので、本日のこのワーキンググループでの議論は以上いたします。

この望ましい基準以外のことにつきましても、このワーキンググループでの検討となつておりましたので、その点などにつきまして、事務局より事務連絡があればお願ひいたします。

ます。

【事務局（荒川）】 今、座長からお話がありましたとおり、この後、事務局のほうで案文を修正させていただいて、部会に報告するものを整えさせていただければと存じます。また、先ほども申し上げましたとおり、法令審査の観点で表現を微調整させていただくところがあるかと存じますが、御理解いただければ幸いです。

次回のテーマとワーキンググループにつきましては、改めて御案内をさせていただければと存じます。

事務局からは以上です。

【松田座長】 ありがとうございます。

それでは、皆様方におかれましては、とりわけ集中的に夏の期間に、望ましい基準について最後の検討を進めていただきまして、ありがとうございました。

これをもって本日の第2期文化施設部会博物館ワーキンググループ第5回を閉会します。
本日はありがとうございました。

—— 了 ——